



これから、療育手帳の再判定を申請される方へ

～判定機関（知的障害者更生相談所・子ども相談センター）からのご案内～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、臨時的に知能検査等をうける(判定場所まで行く)ことなく、電話の聞き取りで、療育手帳の再判定手続きができます※。

※1 電話の聞き取りによる再判定の場合は、今お持ちの手帳の「障害の程度」は原則変わりません。

※2 この電話の聞き取りによる再判定の次期判定年月の期間は、通常行う再判定よりも、短くなる場合があります。

※3 来所相談(巡回相談)による判定も、引き続き行います。事前の健康確認やマスク着用など、感染症対策にご協力をお願いします。

○対象者

療育手帳の再判定を申請される方

※電話の聞き取りによる再判定は、連続してうけることはできません。

○受付の手続き(窓口は、お住まいの市町村です)

1 準備するもの

- ・療育手帳
- ・療育手帳申請書の様式
申請書(3枚複写)は、市町村から受け取る ※岐阜県ホームページからダウンロードしたのも使用できます。
- ・写真(縦4cm×横3cm・1年以内に撮影したもの)
写真の裏面には、氏名とお住まいの市町村名を記入してください。
- ・※身体障害者手帳(持っている方のみ)

2 療育手帳申請書の記入

- 1)手帳番号、申請者氏名を記入してください。
- 2)本人欄は、すべて記入してください。職業・学校欄は特に記入漏れが多いので、必ずご記入ください。通所されている方は、事業所種別(生活介護・A型・B型・移行等)をご記入ください。
・住所・電話番号欄に、確実に連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。電話での聞き取り判定を希望された方で、電話にでていただけない場合は、判定ができなくなります。
- 3)保護者欄は、18歳未満の方は必ず記入してください。18歳以上の方は、必要に応じて記入してください。

3 療育手帳申請書の提出・判定日時の予約

1)市町村窓口へ行き、手続きする場合

①申請書の提出

- ・準備したもの(療育手帳、記入した療育手帳申請書、写真、※身体障害者手帳)を持って、市町村窓口へ申請書を提出してください。

②判定日時の予約

- ・市町村窓口で、来所での判定か、電話での聞き取り判定か希望をお伝えください。市町村担当者が希望日をお伺いし、判定機関に連絡し、予約をとります。
- ・予約日を市町村窓口で記入してもらい、控えを受け取ってください。

2)市町村へ郵送により、手続きする場合

① 申請書の提出（同封するもの）

- ・記入した療育手帳申請書、写真、※身体障害者手帳のコピー

- ※1 来所希望か電話での聞き取り希望かを申請書用紙右上にご記入ください。
- ※2 郵送にかかる費用は、申請者の負担となります。
- ※3 「1)市町村窓口へ行き手続きする場合」よりも、手続きに時間がかかります。
- ※4 ポスト投函の場合は、投函した日の履歴が残りませんので、簡易書留又は特定記録をお勧めします。申請書(3枚複写)の控えを手元に残してください。岐阜県ホームページからダウンロードした場合はコピーをとってください。
- ※5 記入された内容に誤りがあった場合には、修正をしていただく必要があります。

② 判定日時の予約

- ・①で提出した申請書が、判定機関に届き次第、判定機関から連絡させていただき、日程調整をいたします。2週間たっても電話連絡がない場合は、郵送された市町村窓口へ問い合わせてください。

4 判定を行う当日

- ・来所判定ご希望の方は予約日時に判定機関へ来所してください。
- ・電話での聞き取り判定を希望された方には、予約日時に、申請書に記入いただいた電話番号に、判定機関から電話させていただきます。
 - ※電話回線の都合で、ご連絡を差し上げる時間が多少前後する可能性がありますので、ご了承ください。
 - ※電話での聞き取りでは、日常生活のことや健康状態等についてお尋ねします。所要時間は30分前後を予定しております。
 - ※予約日時に、電話にでていただけない場合は、数回お電話いたします。電話にでていただけない場合は、予約をキャンセルしたものとします。別日に予約を取り直す必要があるため、判定機関に電話連絡いただきますよう、お願いします。

5 新しい療育手帳の受け取りについて

- ・次期判定年月が更新された新しい療育手帳は、聞き取りを行った日から、約1カ月後に、市町村窓口で受け取ることができます。受け取り方法は、市町村窓口にお問い合わせください。
- ・市町村窓口に行かず、郵送をご希望される方は、切手を貼った返信用封筒が必要となります。申請書を提出されるときに、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 18歳未満／お住まいの地域の子ども相談センター
 - 中央子ども相談センター TEL 058-201-1589 / 西濃子ども相談センター TEL 0584-78-4838
 - 中濃子ども相談センター TEL 0574-25-3111 / 東濃子ども相談センター TEL 0572-23-1111
 - 飛騨子ども相談センター TEL 0577-32-0594
- 18歳以上／知的障害者更生相談所 TEL 058-231-9723